

## 三方都市計画区域の整備、開発および保全の方針

# 目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 湖の自然や歴史・文化を育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	3
2 区域区分の設定の判断	4
(1) 区域区分の設定の有無	4
(2) 区域区分の設定の判断理由	4
3 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口と産業の規模	5
(1) 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口、世帯数	5
(2) 10年後の都市のおおむねの産業規模	5
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	6
(1) 主要な用途の配置の方針	6
(2) 建築物の密度構成に関する方針	6
(3) 郊外の土地利用の方針	6
(4) 郊外の土地利用の規制・誘導方策の活用方針	7
(5) 景観の保全等の方針	7
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 交通施設について	8
(2) 下水道について	9
(3) 河川について	10
(4) その他の都市施設について	11
6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	12
(1) 基本方針	12
(2) 主要な緑地の配置の方針	12
(3) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	12
7 防災まちづくりの基本方針	13
整備、開発及び保全の方針図	14



## 1 都市づくりの基本理念

### (1) 湖の自然や歴史・文化を育む都市づくり

三方都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、若狭町三方地域のみで構成される単独都市計画区域であり、用途地域を指定している区域はない。

嶺南地域の中央部に位置し、北側には三方五湖および若狭湾があり、その他の三方は山地に囲まれている。三方五湖や若狭湾などの自然の恵みを生かした都市づくりを進めている。

本都市計画区域は、人口減少が続いており、農地も徐々に減少していることから、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「三方五湖や都市一体にひろがる田園等の優れた自然的環境」、「農業や観光等の産業」および「水月湖の年縞、鳥浜貝塚をはじめとする歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるように、適切な土地利用を図る。

その結果、都市の活性化、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

## (2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、今後も人口が減少し高齢化していく中、「空き地・空き建物の増加」、「地域コミュニティの衰退」等が懸念される。

また、本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（JR 小浜線）を主軸として、主要駅である三方駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、三方五湖や都市一体にひろがる田園等の優れた自然的環境を保全し、三方駅周辺の地域拠点を中心としたまとまりとメリハリのあるまちづくりを進める。

また、三方駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

### (3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、はず川沿いなどに洪水浸水想定区域があり、これらの区域の一部は浸水深が3m以上になると想定される区域がある。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も連なっている。さらに、平地部を取り囲む丘陵の裾野部に、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「平成25年9月台風第18号」など自然災害は度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した住まい方の工夫、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

## 2 区域区分の設定の判断

### (1) 区域区分の設定の有無

無し

### (2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が10万人以下、かつ経年的に都市全体の人口が減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、農地転用も少ないことから市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

### 3 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口と産業の規模

#### (1) 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
三方都市計画区域	6,700	6,200

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
三方都市計画区域	2,400	2,500

#### (2) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
三方都市計画区域	8,000	7,800

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
三方都市計画区域	24,400	27,500



## 4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

### (1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

### (2) 建築物の密度構成に関する方針

#### ① 住宅地

○良好な田園風景を維持し、戸建て住宅のゆとりある居住環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

### (3) 郊外の土地利用の方針

自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、郊外の開発は抑制していくことを基本とする。

#### ① 特に開発を抑制または制限すべき地域

##### イ) 自然環境を有する地域

国定公園指定地域の三方湖周辺等や、その他の山地、里山（特に希少種が生息する地域）等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

##### ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

##### ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

##### ニ) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

## ② その他の地域

- 農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地の分布や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。
- 新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
- 優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。
- 三方五湖スマート IC 周辺については、道の駅「三方五湖」や福井県年稿博物館、若狭三方縄文博物館を中心に、観光振興に資する拠点としての適切な土地利用を図る。

## (4) 郊外の土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

## (5) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

## 5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

### (1) 交通施設について

#### ① 交通体系の整備の方針

- 日本海国土軸を形成し、三大都市圏をはじめとする広域圏を結ぶ、舞鶴若狭自動車道4車線化の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### イ) 公共交通関連施設の配置

- JR 小浜線を主軸として、三方駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

##### ロ) 道路の配置

- 舞鶴若狭自動車道4車線化および関連アクセス道路の整備を促進することで、関西、中京、北陸圏や敦賀港への物流ネットワークを強化させるとともに、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時における広域避難の円滑化を進める。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさを感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

#### ③ 交通施設の整備目標

おおむね10年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道27号	若狭町気山～三方（歩道整備）

## (2) 下水道について

## ① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

## ② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 <sup>※1</sup>	R2	R12
若狭町	99 (49) <sup>※2</sup>	100 (53)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口<sup>※3</sup>／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

## ③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区
若狭町	整備計画無し <sup>※1</sup>

※1 整備計画無し：整備計画の予定が無い

### (3) 河川について

#### ① 河川の整備の方針

##### イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・若狭町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用等の対策を図る。

##### ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 若狭町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

#### ② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	三方五湖	0.95 km (若狭町海山～塩坂越)	放水路、湖岸堤	(完成)

※1 ( ) 内は全体計画区間を示す。

※2 ( ) 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

#### (4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、交通の利便性が高い三方駅等の交通結節点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

## 6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

### (1) 基本方針

本都市計画区域は、三方五湖や都市一帯にひろがる田園等が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、田園に農村集落等が点在しており、また、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

### (2) 主要な緑地の配置の方針

○既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○田園、里山、屋敷林や鎮守の森およびはす川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川や湖の整備および幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

### (3) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

#### ① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

#### ② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

## 7 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、若狭町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、はす川沿いの沿川に洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域も分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。
- 危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域を指定する。



● 三方都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



凡 例	
	都市計画区域
	高規格道路
	国道・県道
	鉄道
	主要な河川
	その他の緑地等
	自然環境を有する地域
	特に開発を制限する地域
	優良な農地を有する地域
	その他の地域